

東日本大震災復興対策本部等の後援等名義の使用
及び東日本大震災復興対策担当大臣の賞状等の交付について

〔平成 23 年 10 月 7 日〕
東日本大震災復興対策本部決定案

東日本大震災復興対策本部は、求めに応じて東日本大震災復興対策本部、岩手現地対策本部、宮城現地対策本部及び福島現地対策本部(以下「東日本大震災復興対策本部等」という。)の後援等名義の使用を承認すること並びに東日本大震災復興対策担当大臣の賞状等を交付することにより、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進を図ることとする。

東日本大震災復興対策本部等の後援等名義の使用及び東日本大震災復興対策担当大臣の賞状等の交付の承認に関し必要な事項は、東日本大震災復興対策本部令第12条に基づき、東日本大震災復興対策本部長が定める。